

その他の改正事項（参考／2022(令和4)年度税制改正 一部抜粋）

1. 金融・証券税制

(1) 大口株主等の要件の見直し

上場株式等に係る配当所得の課税方法には、確定申告不要、総合課税、申告分離課税の3つがあり株主が選択できるが、大口株主については総合課税によらなければならない。その大口株主の判定基準が改正される。

● 大口株主の判定基準

改正前	改正後
個人の株式等保有割合が3%以上	<u>個人とその個人が株主である同族会社</u> の株式等保有割合が合計3%以上

【適用時期】2023(令和5)年10月1日以後に支払いを受けるべき上場株式等の配当等について適用される。

(2) 上場株式等の配当所得等に係る課税方式

上場株式等に係る配当所得の課税方法には、確定申告不要、総合課税、申告分離課税の3つがあり株主が選択できる。現行では所得税と住民税で異なる課税方法を選択することができるが、改正により**所得税と住民税の課税方式を一致させなければならないこととされた**。

【適用時期】2024(令和6)年度分以後の個人住民税（2023(令和5)年分の所得税）について適用される。

2. その他個人所得課税等

(1) 仮装隠蔽・無申告に係る必要経費（損金）への対応策

仮装隠蔽に基づいた確定申告書を提出していたり無申告である場合で、確定申告等における所得金額の計算の基礎とされなかった費用等については、次に該当する場合を除いて必要経費（損金）に算入されない。

- イ) その費用が生じたことを明らかにする帳簿書類等を保存している場合
- ロ) 帳簿書類等で取引相手が明らかである場合、その他その取引が行われたことが推測される場合で、反面調査等により税務署長がその取引があったと認める場合

個人（＝不動産所得、事業所得、山林所得、前々年分の収入金額が300万円超の雑所得のある個人）および法人が対象となる。

【適用時期】2023(令和5)年分以後の所得税、2023(令和5)年1月1日以後に開始する事業年度の法人税に適用される。

(2) 帳簿の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置の整備

税務調査において一定の売上に係る帳簿の提出を求められ、

- ① 帳簿を提出しない、保存していない、収入金額の記載が著しく不十分
- ② 収入金額等の記載が不十分

である場合は過少申告加算税・無申告加算税について5%または10%相当額が加重される。

【適用時期】 2024(令和6)年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税（所得税・法人税・消費税）について適用される。

(3) 財産債務調書制度の見直し

財産債務調書の提出義務者の範囲の拡大と提出期限等の緩和が図られる。

● 財産債務調書の改正前後の提出義務者・提出期限等

	改正前	改正後
① 提出 義務者	イ) ロ) の要件をいづれも満たす者 イ) 所得基準：所得2,000万円超 ロ) 財産基準：総資産3億円以上または 有価証券等1億円以上	左記の要件に加えて次に該当する者 も追加される。 財産基準：総資産10億円以上 (所得基準なし)
② 提出期限	<u>翌年3月15日</u>	<u>翌年6月30日</u>
③ 記載内容	12月31日現在で保有する財産・債務の所 在地・銘柄別・価額等 取得価額100万円未満の家庭用動産は省 略可能（現金・美術品等は除く）	12月31日現在で保有する財産・債務 の所在地・銘柄別・価額等 取得価額 300万円未満 の家庭用動産 は省略可能（現金・美術品等は除く）

【適用時期】 2023(令和5)年分以後の財産債務調書制度または、国外財産調書（②③について）に対し適用される。

I. 消費税

1. インボイス制度・免税事業者等の登録手続き

【改正の概要】

消費税は事業者が「預かった消費税」から「支払った消費税」を差し引いて納税する。2023(令和5)年10月からは要件を満たした請求書や領収書（＝インボイス）に記載された消費税だけが、「支払った消費税」として「預かった消費税」から差し引ける。

免税事業者は原則として登録手続きをした翌課税期間から、インボイスを発行できる課税事業者（＝適格請求書発行事業者）になるが、2023(令和5)年10月1日～2029(令和11)年9月30日の日の属する課税期間においては、課税期間の途中でも適格請求書発行事業者の登録ができるようになる。

II. 納税環境

1. 電子帳簿保存法・電子取引の保存制度移行のための経過措置

【改正の概要】

2022(令和4)年1月から電子取引データについて電磁的記録のままで保存することが義務付けられていたが、2年間の猶予期間が設けられ、2023(令和5)年12月31日までは電子取引データの紙保存が可能となった。